



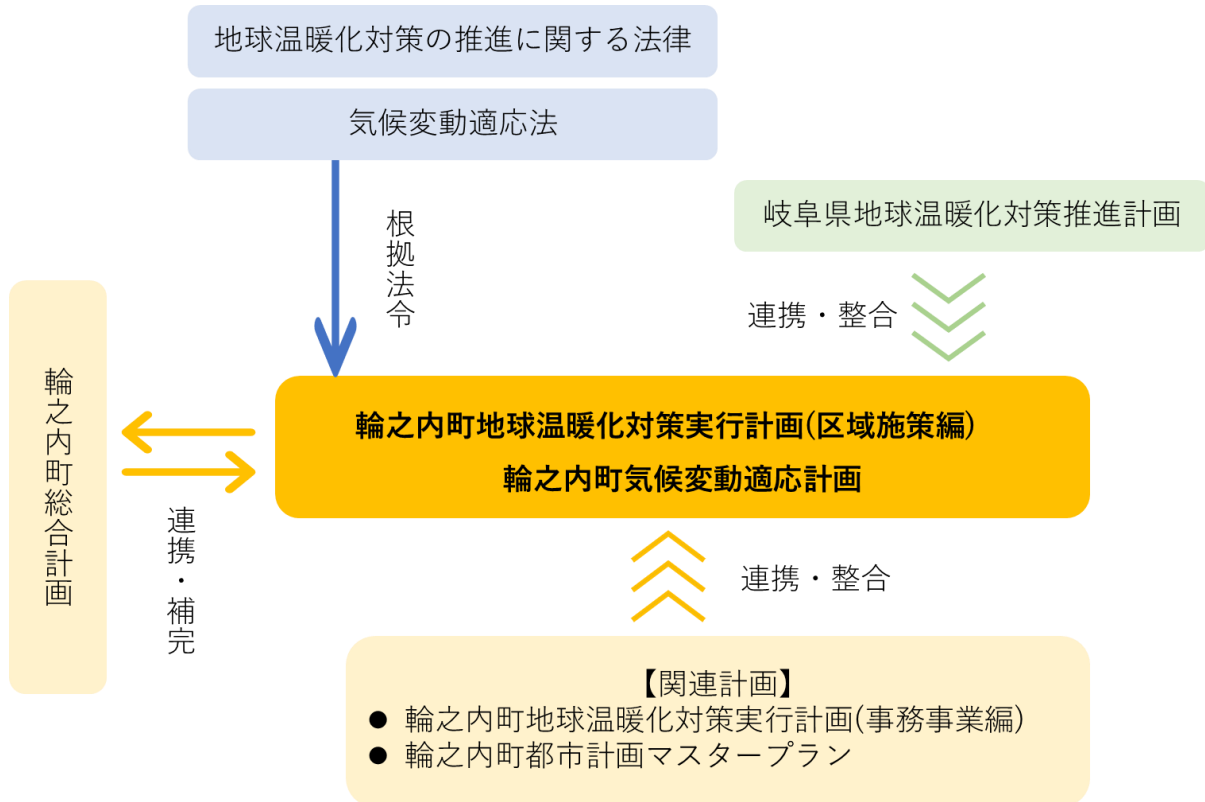
第 2 章 計画の基本的事項

2-1 計画の位置づけ

本計画は、温対法第 21 条に基づいて策定する「地方公共団体実行計画（区域施策編）」、気候変動適応法第 12 条に基づく「地域気候変動適応計画」として策定するものであり、上位計画である「輪之内町総合計画」を地球温暖化対策の側面から補完するものです。

また、国の「地球温暖化対策計画」、「岐阜県地球温暖化防止・気候変動適応計画」と整合を図るとともに、庁内関連計画である「輪之内町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」、「輪之内町都市計画マスタープラン」等と整合を図り推進します。

図2-1 計画の位置づけ



2-2 計画期間

本計画の期間は令和6(2024)年度から令和12(2030)年度までの7年間とします。

基準年度は国の「地球温暖化対策計画」、「岐阜県地球温暖化防止・気候変動適応計画」を踏まえ、平成25(2013)年度、目標年度は中期目標を令和12(2030)年度、長期目標を令和32(2050)年度とします。

なお、計画期間中であっても、社会情勢の変化や計画の推進状況に応じて数年ごとに見直しを図ります。

図2-2 計画期間



2-3 計画の対象

(1) 対象とする範囲

輪之内町全域を対象とします。町、町民、町内事業者が一丸となって脱炭素社会の実現を目指します。

対象地域	輪之内町全域
------	--------

(2) 対象とする温室効果ガス

温対法に定められている7種の温室効果ガスのうち、温室効果ガス排出量の9割以上を占める二酸化炭素を対象とします。その他の温室効果ガスのメタン(CH₄)、一酸化二窒素(N₂O)、ハイドロフルオロカーボン(HFCs)、パーフルオロカーボン(PFCs)、六フッ化硫黄(SF₆)、三フッ化窒素(NF₃)については、把握が困難であることから算定対象外とします。

対象とする温室効果ガス	二酸化炭素
-------------	-------

(3) 対象とする温室効果ガス排出部門

環境省「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル」により、「特に把握が望まれる」とされている部門を対象とします。

表2-1 本計画における温室効果ガス排出量の推計対象

部門・分野	
産業部門※1	製造業
	建設業・鉱業
	農林水産業
業務その他部門※2	
家庭部門※3	
運輸部門※4	自動車（貨物）
	自動車（旅客）
廃棄物分野（焼却処分）※5	一般廃棄物

※1…製造業、建設業、鉱業、農林水産業におけるエネルギー消費に伴う排出

※2…事業所・ビル、商業・サービス施設等のエネルギー消費に伴う排出

※3…家庭におけるエネルギー消費に伴う排出

※4…自動車、船舶、航空機、鉄道におけるエネルギー消費に伴う排出

※5…廃棄物の焼却処分に伴い発生する排出